

## 〔論 説〕

# 民事訴訟手続における裁判を受ける権利の実質的保障

—木下昌彦教授の批判にちえつつ—

吉 原 裕 樹

### I はじめに

- 1 本稿の第一の目的——木下昌彦教授による批判への応答
- 2 本稿の第二の目的——裁判を受ける権利に関する新旧学説の再検討
- 3 ウェブ裁判を拡大するための民事訴訟法等改正

### II 裁判を受ける権利の保障内容

- 1 伝統的憲法学説
- 2 私見と木下論文
- 3 裁判のあり方の具体的検討
  - (1) 建築訴訟
  - (2) 和解に代わる決定
- 4 小括

### III 裁判を受ける権利の享有主体

- 1 木下の議論とその評価
- 2 最高裁判所判例
- 3 公示送達
- 4 小括

### IV ウェブ裁判

- 1 中間試案の内容
- 2 甲案の「やむを得ない事情」
  - (1) 木下の議論の内容
  - (2) 木下の議論の問題点
  - (3) 小括
- 3 弁護士による対応
  - (1) 木下の議論
  - (2) 議論の前提としての本人訴訟と代理人訴訟の区別
  - (3) 本人訴訟の重要性に関する疑問
  - (4) 総合法律支援法の制約の内容
  - (5) 法テラス契約弁護士数
  - (6) 弁護士の IT 対応

### V ウェブ裁判をめぐる直近の課題

- 1 家事調停
- 2 裁判所事件管理システムの長期大規模障害

## I はじめに

### 1 本稿の第一の目的——木下昌彦教授による批判への応答

筆者は先般、「ウェブ裁判（裁判手続 IT 化）の憲法論」と題する論稿<sup>1)</sup>（以下「前稿」という）にて、ウェブ裁判（裁判手続 IT 化）について、憲法上の裁判を受ける権利（憲法 32 条）と裁判の公開原則（憲法 82 条 1 項）の観点から検討を行った。これに対し、木下昌彦教授（神戸大学大学院法学研究科・憲法）から、「民事裁判手続の IT 化における憲法問題——IT アクセス困難者と裁判を受ける権利」と題する論稿<sup>2)</sup>（以下「木下論文」という）にて、主として裁判を受ける権利の観点から、次のとおり批判をいただいた（木下論文・13 頁。引用文中、「甲案」の内容等は、下記 IV 1 にて後述する）。

IT アクセス困難者でも、弁護士に訴訟を依頼することで IT アクセス困難という問題は解決できるのであるから、あえて本人訴訟を選択した者の利益を保護する必要はないのではないかという議論があり得る。もっとも、日本では本人訴訟が地裁事件でも 4 割近くあり、さらに、本人訴訟を選択した主要な動機も弁護士それ自体へのアクセス困難や経済的な困難といった本人の積極的意思に基づくものではない場合がそれなりの比重を占めることが知られている……。このような日本の実情に鑑みた場合、弁護士への依頼可能性に重きを置くことはできない。吉原裕樹「ウェブ裁判（裁判手続 IT 化）の憲法論」判例時報 2481 号 97 頁，102 頁〔＝前稿〕は、総合法律支援法の存在により甲案が違憲となる可能性は低いと指摘する。しかし、総合法律支援法の適用には様々な制約があり選任できる弁護士も限定されることから、同法だけでは憲法問題は完全に消失し得ないと考える。

最近の憲法学説では、いわゆる 70 年代主権論争に代表されるような華々しい

<sup>1)</sup> 吉原裕樹「ウェブ裁判（裁判手続 IT 化）の憲法論」判例時報 2481 号（2021 年 7 月 1 日号）97-106 頁。

<sup>2)</sup> 木下昌彦「民事裁判手続の IT 化における憲法問題——IT アクセス困難者と裁判を受ける権利」法とコンピュータ（法とコンピュータ学会）39 号 3-13 頁（2021 年）。

論争は、長らく鳴りをひそめていた。そのような中で、木下昌彦教授が、前稿に対して重要な批判を提起してくださったのは、大変ありがたいことであった。

本稿の第一の目的は、木下教授に対する感謝の意を表して、木下教授の批判に応答する点にある。なお、以下では、論文としての体裁上、木下教授に対するものを含め、敬称・敬語は用いないこととする。

## 2 本稿の第二の目的——裁判を受ける権利に関する新旧学説の再検討

木下は、木下論文において、ウェブ裁判に限定せず民事訴訟一般について、裁判を受ける権利に関する解釈論を重ねたうえで、ウェブ裁判の義務付けが、裁判を受ける権利に対する違憲な侵害となりうることを論じている。

実のところ、木下論文は、上記引用文以前の、民事訴訟一般について裁判を受ける権利の解釈論を展開する箇所から、私見と対照をなす点が少なくない。すなわち、下記Ⅱ 2 のとおり木下は、裁判を受ける権利について、伝統的な憲法学説を出発点としつつ、それを深化させる方向で議論を展開している。これに対し筆者は、前稿を含め、伝統的憲法学説を批判し、笹田栄司<sup>3)</sup>・片山智彦<sup>4)</sup>ら近時の有力説に立脚して、民事訴訟における裁判を受ける権利の（実質的）保障を論じてきた<sup>5)</sup>。私見と木下論文が好対照をなしているのは、このような出発点の相違に由来するところが大きい。

そこで本稿は、第二の目的として、木下論文全体及び伝統的憲法学説と、私見及び近時の有力説とを対照させて、民事訴訟における裁判を受ける権利の（実質的）保障を論ずる。

## 3 ウェブ裁判を拡大するための民事訴訟法等改正

下記Ⅳ 1 のとおり、2022年5月18日、ウェブ裁判を拡大するための「民事訴

---

<sup>3)</sup> 笹田栄司『実効的基本権保障論』（信山社、1993年）、笹田栄司『裁判制度——やわらかな司法の試み』（信山社、1997年）、笹田栄司『司法の変容と憲法』（有斐閣、2008年）、笹田栄司「民事裁判における手続上の瑕疵の憲法的統制」笹田栄司ほか『統治機構において司法権が果たすべき役割 第1部』（判例時報 2475号臨時増刊、判例時報社、2021年）173-199頁など。

<sup>4)</sup> 片山智彦『裁判を受ける権利と司法制度』（大阪大学出版会、2007年）、片山智彦「最高裁判所と裁判を受ける権利——憲法の機能の視点からの分析——」龍谷法学 44巻 4号 1573-1598頁（2012年）など。

<sup>5)</sup> 前稿のほか、吉原裕樹「裁判を受ける権利と被害者秘匿制度——ウェブ裁判（裁判手続IT化）の奇妙な展開」月刊大阪弁護士会 201号（2021年10月号）67-72頁も参照。

訟法等の一部を改正する法律」(令和4年〔2022年〕5月25日法律第48号)が成立した<sup>6)</sup>。これに伴い、前稿及び木下論文のうち、民事訴訟法等の改正に関する一部の叙述は、実質的な意義を失った。しかし木下論文のうち、かなりの部分は、上記法律成立によって、ただちに意義を失うものではない。そのため、木下論文とその批判的検証の意義は、なお十分にある。

## II 裁判を受ける権利の保障内容

### 1 伝統的憲法学説

木下も指摘するように(木下論文・4頁)、伝統的憲法学説は、(民事)裁判を受ける権利の意義について、裁判請求権・「裁判の拒絶」の禁止にあると理解してきた<sup>7)</sup>。もっとも、「『裁判の拒絶』というのは、民事訴訟の場合でいえば、訴えに対して本案判決をしないことを意味するのか、それとも、訴えを却下する訴訟判決であっても裁判の拒絶とはならず、訴状の却下(民事訴訟法137条)や訴状を提出したにもかかわらず裁判所が一切応答しないといったような場合のみを意味するのかという問題がある」(木下論文・4頁)。

### 2 私見と木下論文

筆者は前稿にて、裁判を受ける権利保障の核心について、笹田栄司・片山智彦ら近時の有力説に依拠して、「訴訟当事者が裁判手続の単なる客体にとどまることなく裁判手続の過程そして結果に影響を行使しうること」<sup>8)</sup>、言い換えれば、「裁判手続への主体的・能動的な参画保障」(前稿・99頁)にあると論じた。

一方で木下は、最大決昭和45年(1970年)12月16日民集24巻13号2099頁(会社更生法合憲決定)を援用して、次のように述べる(木下論文・4-5頁)。

<sup>6)</sup> 本文掲記の「民事訴訟法等の一部を改正する法律」(令和4年〔2022年〕5月25日法律第48号)とその憲法的評価については、吉原裕樹「ウェブ裁判(裁判手続IT化)を拡大するための2022年5月改正民事訴訟法とその憲法学的考察」月刊大阪弁護士会209号(2022年6月号)38-45頁を参照。

<sup>7)</sup> 木下智史=只野雅人編『新・コンメンタール憲法(第2版)』(日本評論社、2019年)379頁・382頁(倉田原志執筆部分)、長谷部恭男編『注釈日本国憲法(3) 国民の権利及び義務(2)・国会』(有斐閣、2020年)297頁(宍戸常寿執筆部分)など。

<sup>8)</sup> 笹田(1993年)・前掲注3)318頁。

最高裁は、「憲法 32 条にいう裁判とは、……固有の司法権の作用に属するもの、すなわち、裁判所が当事者の意思いかんにかかわらず終局的に事実を確定し当事者の主張する権利義務の存否を確定することを目的とする純然たる訴訟事件についての裁判のみをさすものと解すべき」としたうえで、「憲法 32 条は、かかる裁判の請求権を保障している」と述べている。この言説を文字どおり受け止めれば、裁判を受ける権利とは、終局的に事実を確定し当事者の主張する権利義務の存否を確定する裁判を受ける権利、すなわち、本案判決を求める権利ということになる。

木下は基本的に、上記定式化に基づいて、裁判を受ける権利の解釈論を展開している（木下論文・6頁など）。

伝統的憲法学説は、（民事）裁判を受ける権利の意義について、「裁判の拒絶」の禁止であると論じながら、その訴訟法上の帰結を論じてこなかった。この点で、木下が、（民事）裁判を受ける権利を「本案判決を求める権利」と明確に定式化したのは、伝統的見解に立脚しつつ、その深化・精緻化を図ったものであり、その意義は大きい<sup>9)</sup>。

### 3 裁判のあり方の具体的検討

もっとも、裁判のあり方を具体的に検討すると、木下のように、憲法上の裁判を受ける権利を（基本的に）「本案判決を求める権利」と位置付けることには、疑問がありうる。

#### (1) 建築訴訟

たとえば、建築訴訟（建築瑕疵訴訟）は、民事訴訟の一つであるところ、現在の実務運用（とりわけ建築専門部のある裁判所における実務運用）では、建築訴訟の

---

<sup>9)</sup> なお、木下は、基本的に本文掲記の定式化によりつつ、次のようにも示唆している。「裁判を受ける権利は、原告の本案判決を求める権利はそこに当然含まれるとしても……原告や被告、さらには、補助参加人等も含めた『裁判所というフォーラムへとアクセスする権利』ととらえたほうがその意義と外延を正確に把握できるかもしれない」（木下論文・9頁）。この示唆は、筆者が裁判を受ける権利の核心を「訴訟当事者による裁判手続への主体的関与・参画の保障」に求めるのと、共鳴しうるものである。しかし木下が、上記のとおり慎重な言い方をしていることには留意を要する。

提起後あまり時間をおかずに、受訴裁判所が事件を調停に付する（付調停。民事調停法20条1項本文）ことが非常に多い<sup>10)</sup>。

裁判を受ける権利を「本案判決を求める権利」と位置付けると、建築訴訟のほとんどすべてを、訴訟提起後あまり時間をおかずに調停に付する実務運用は、「本案判決を求める権利」の（相当強度の）制約になりそうであるし、そもそも、裁判所に職権による付調停を認めた民事調停法20条1項本文自体が、裁判を受ける権利に対する（少なからぬ）制約であるということになりそうである。

しかし、上記実務運用の目的は、建築専門家の専門的知見を裁判手続に活用する点にあり、同目的には相応の合理性がある。また、上記実務運用は、とりわけ建築専門部のある裁判所にて、非常に積極的にとられている<sup>11)</sup>。そのため、上記実務運用を、裁判を受ける権利に対する制約と位置付ける理解は——木下が、裁判を受ける権利の定式を最高裁判所判例から導出するにもかかわらず——最高裁判所の採るところではないであろう。それだけでなく、上記実務運用によって、建築専門家の専門的知見が活用されて、裁判手続の進行が適正化される場合は少なくないであろう。そのため、上記実務運用を単純に、裁判を受ける権利の制約と捉えるのは形式的に過ぎ、むしろ、同権利の実質的保障に資する（余地のある）運用と捉えるべきである。

このように、建築訴訟を念頭に置くと、裁判を受ける権利を「本案判決を求める権利」と位置付けることには、疑問がある。

---

<sup>10)</sup> 東京地方裁判所民事第22部（建築専門部）の運用について、岸日出夫ほか「建築訴訟の審理モデル——追加変更工事編——」判例タイムズ69巻12号（2018年12月号）17頁参照。大阪地方裁判所第10民事部（建築専門部）の運用について、高嶋卓「建築関係訴訟・調停の現状と課題」判例タイムズ69巻4号（2018年4月号）43-44頁参照。

なお、建築訴訟を調停に付したあとも、訴訟手続を中止することなく、訴訟手続と調停手続とを並行して行う、「並進」という方法がとられることが少なくない。この方法では、調停期日と（本案訴訟の）弁論準備手続期日とが、同一の時刻・場所に指定され、一体として実施されることになる。民事訴訟と民事調停の性質の違いからすれば、違和感を禁じえない運用であるが、裁判官らは、調停による円満な解決を図るというよりも、専門家調停委員の専門的知見を活用して争点整理するのが、建築訴訟における付調停の主な目的だから、調停手続と（本案訴訟の）弁論準備手続との「並進」が許容・正当化されると論ずるようである。門口正人ほか「建築訴訟」門口正人編『裁判官に聴く民事裁判の実際と要点』（有斐閣、2019年）65-70頁における三輪方大裁判官の発言参照。

<sup>11)</sup> 以上につき、岸ほか・同上17頁、高嶋・同上43頁、門口ほか・同上60頁・65-70頁参照。なお、建築専門家の専門的知見を裁判手続に活用する方法は、本文掲記のものに限られるわけではない。門口ほか・同上69-70頁における齋藤繁道裁判官の発言参照。

## （2）和解に代わる決定

また、簡易裁判所は、金銭の支払の請求を目的とする訴訟において、「被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない」（つまり、事実関係に争いが無い）等の要件が満たされれば、分割払等の条件を付して、金銭の支払を命ずる決定をすることができる（和解に代わる決定。民事訴訟法 275 条の 2 第 1 項）。簡易裁判所は、同決定に当たって、原告の意見を聴く必要があるが、これに拘束されるわけではない（同項）。異議申立期間中に異議申立てがなければ、上記決定は、裁判上の和解と同一の効力を有することになる（同条 5 項）。

この和解に代わる決定の制度は、貸金業者や信販会社が消費者に対して提起する金銭支払請求訴訟等において、頻繁に利用される<sup>12)</sup>。

和解に代わる決定は、本案判決ではないし、決定に当たって原告の意見に拘束力はない。そのため、裁判を受ける権利を「本案判決を求める権利」と位置付けると、和解に代わる決定（正確には、個々の和解に代わる決定、ないし、和解に代わる決定という制度それ自体）は、裁判を受ける権利に対する（少なからぬ）制約と評価されることになりそうである。

しかし、和解に代わる決定の制度は、事実関係に争いのない事件について、分割払等を認めることで被告に任意弁済を促し、原告としても、強制執行の負担を回避しようという利点がある<sup>13)</sup>。また、当事者の出頭を要せず、電話等で適宜当事者の意向を確認して、迅速に決定をすることができる。このため、川嶋四郎は、民事訴訟法学の見地から、和解に代わる決定の制度は、「簡易裁判所における簡易救済の機能」を実現し、簡易裁判所における紛争解決メニューの多様化を通じて、「簡易裁判所への市民のアクセス」を増進させると指摘してきた<sup>14)</sup>。和解に代わる決定の制度は、現実には、貸金業者や信販会社の、消

<sup>12)</sup> 簡易裁判所一般の運用について、裁判所職員総合研修所監修『民事実務講義案Ⅲ（五訂版）』（司法協会、2015年）16-17頁参照。東京簡易裁判所の運用について、LIBRA 編集会議（東京簡易裁判所書記官）「東京簡裁書記官に訊く——民事訴訟手続を中心に——」LIBRA（東京弁護士会）21巻10号（2021年10月号）10頁参照。

<sup>13)</sup> 秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法 V』（日本評論社、2012年）358-359頁。

<sup>14)</sup> 川嶋四郎『民事訴訟の簡易救済法理』（弘文堂、2020年）213-244頁、高田裕成ほか編『注釈民事訴訟法 第4巻』（有斐閣、2017年）1409-1410頁（川嶋四郎執筆部分）。また新堂幸司は、憲法によるデュー・プロセス保障の一環として、裁判所へのアクセスや審問請求権の保障を認める。新堂幸司『新民事訴訟法（第6版）』（弘文堂、2019年）44-47頁。

費者に対する訴訟で多用されるため、川嶋のように「裁判所への市民のアクセス」促進という機能を強調することは、必ずしも実態に適合するわけではない。しかし、川嶋の上記指摘に沿った運用がなされ、「裁判所への市民のアクセス」が促進される場合も、たしかにあらう。また、和解に代わる決定の制度に、川嶋の論ずるような解釈論上の位置付けを与え、これに沿った運用を求めることも考えられる。

以上からすると、和解に代わる決定の制度を単純に、裁判を受ける権利に対する制約と捉えるのは、形式的に過ぎる。和解に代わる決定の制度は、「裁判所への市民のアクセス」促進を通じて、かえって、裁判を受ける権利の実質的保障に資する場合もある。そのため、和解に代わる決定を念頭に置くと、木下のように、裁判を受ける権利を「本案判決を求める権利」と位置付けることには、疑義がありうる。

#### 4 小括

民事訴訟の法制度と実務運用は、訴訟提起から判決に一直線に向かうルート以外にも、さまざまなルートを設けており、それが両当事者の利益や適正な裁判に資する場合も少なくない。建築訴訟における上記実務運用も、和解に代わる決定も、「訴訟提起から判決に一直線に向かうルート」とは異なるルートを設けることで、両当事者の利益と裁判手続の適正化を図ったものである。

木下のように、裁判を受ける権利を（基本的に）「本案判決を求める権利」と捉えると、上記のさまざまなルートは、同権利から放逐され、裁判を受ける権利にとっての制約（夾雑物）とのみ理解されることになるであろう。その結果かえって、裁判手続における当事者の利益や適正な手続を阻害する可能性がある。裁判を受ける権利の保障内容を検討するに当たっては、裁判手続が、訴訟提起から判決に一直線に向かう単線的なものでなく、複線的なものであることに留意する必要がある<sup>15)</sup>。

---

<sup>15)</sup> 木下の所論は、建築訴訟や簡易裁判所の和解に代わる決定を念頭に置くと、ただちに違和感（少なくとも再検討の必要性）を感じざるをえないものである。それにもかかわらず、木下がこのような議論を展開している理由は、裁判を受ける権利の解釈論を展開するに当たって——多くの憲法学説と同様に無意識のうちに——典型的な憲法訴訟を想定していて、それ以外の訴訟手続、たとえば建築訴訟や簡易裁判所の和解に代わる決定が、想定対象から除外されているためである可能性がある。



### Ⅲ 裁判を受ける権利の享有主体

#### 1 木下の議論とその評価

伝統的憲法学説はもちろん、笹田・片山をはじめとする近時の有力説も、裁判を受ける権利の享有主体として、原告のみを想定し、被告の同権利保障について言及することはほとんどない。

一方で木下は、以下のとおり、裁判を受ける権利の享有主体として、原告だけでなく被告も重要であると論じている（木下論文・6-7頁）。

〔原告が〕公権力の行使でもある本案判決を求める権利が憲法上保障される一方、被告が公権力の行使から自身の権利利益を保護するため、事前の告知防御の機会を求める権利が憲法上保障されないと考えるのは不合理である。……被告の事前の告知防御の機会を求める権利も、それを『裁判を受ける権利』と呼ぶかどうかはともかくとして、憲法上保障されていると考えるべきであろう。／訴状の送達などの制度は、このような被告の告知防御の機会を求める権利に対応したものと言える……。

被告は、原告の訴訟提起により、否応なしに訴訟手続に巻き込まれるうえ、適切に訴訟追行しなければ、請求認容判決（被告にとっては敗訴判決）により、権利利益を失いかねない。そのため、裁判を受ける権利を「訴訟当事者が裁判手続の単なる客体にとどまることなく裁判手続の過程そして結果に影響を行使しうること」<sup>16)</sup>と捉える以上、原告だけでなく被告にとっても、裁判を受ける権

---

木下は、「民事裁判の自己統治的価値」、民事裁判の「法形成過程・政策実現過程」としての意義を強調する（木下論文・9頁）。そのこと自体には相応の合理性があるが、同意義を強調すると、裁判を受ける権利の解釈論展開に当たって、「典型的な憲法訴訟」が前景化する一方、それ以外の、より日常的な民事訴訟が検討対象から漏れてしまうおそれがある。

他方、川嶋四郎は、民事訴訟法学の見地から「公共訴訟」について検討するに当たって、裁判所主導型・当事者主導型、訴訟上の和解や執行手続、さらには、「民刑事連携論」的思考等を幅広く視野に入れており、注目すべきである。川嶋四郎『公共訴訟の救済法理』（有斐閣、2016年）参照。民事訴訟法学から出発し、憲法におけるデュー・プロセス保障のもとで「民刑事連携」を実現しようとする意欲的な試みとして、渡邊和道「民事・刑事手続におけるデュー・プロセスの交錯と統合——米国の判例と日本国憲法 31 条を手がかりに——」同志社法学 66 卷 1 号（2014 年 5 月号）67-122 頁。

<sup>16)</sup> 笹田（1993年）・前掲注3）318頁。

利の保障は重要である。そのような観点からも、木下の上記議論は、正鵠を射たものである。

木下は、上記引用文のとおり、訴状送達制度が被告の「告知防御の機会を求める権利」のために重要であると論ずるが、それ以上に踏み込んだ検討を行っていない（木下論文・6-7頁）。筆者が推測するところでは、木下の意図は、「訴状副本が被告に現実に送達されることで、被告が提起された訴訟の内容を現実到了知し、告知防御を図ることができる」というものであろう。言い換えれば、木下が想定しているのは、訴状副本の送達が、現実に奏功した場面である。

しかし、被告の裁判を受ける権利の実現にとって、より重要なのは、以下のとおり、被告に現実に訴状副本が送達されないままに訴訟手続が進行し、最終的には請求認容判決（被告にとっては敗訴判決）が確定してしまった場合の救済である。

## 2 最高裁判所判例

訴状副本の送達についての具体的検討に先立って、上記「告知防御の機会を求める権利」を重視したと評価しうる最高裁判所判例を確認しておく。最三小決平成19年（2007年）3月20日民集61巻2号586頁は、以下のとおり判示した（『』記号は引用者が補った）。

受送達者あての訴訟関係書類の交付を受けた同居者等と受送達者との間に、その訴訟に関して事実上の利害関係の対立があるため、同居者等から受送達者に対して訴訟関係書類が速やかに交付されることを期待することができない場合において、実際にもその交付がされなかったときは、受送達者は、その『訴訟手続に関与する機会を与えられたことにならない』というべきである。そうすると、上記の場合において、当該同居者等から受送達者に対して訴訟関係書類が実際に交付されず、そのため、受送達者が訴訟が提起されていることを知らないまま判決がされたときには、当事者の代理人として訴訟行為をした者が代理権を欠いた場合と別異に扱う理由はないから、民訴法338条1項3号の再審事由があると解するのが相当である。

再審は、確定判決の効力をも覆滅させることができる点で非常に強力であり、それゆえに例外的な制度である。また、上記判例が援用する民事訴訟法 338 条 1 項 3 号は、直接には代理人の欠缺を問題とするものであるから、本来、訴訟関係書類の送達とは性質を大きく異にする。それにもかかわらず、上記判例は、同号の再審事由を認めた。その理由は、判例（及び民事訴訟法学説）上、民事訴訟法 338 条 1 項 3 号の再審事由が、文字どおりの代理権欠缺にとどまらず、「手続保障の欠缺」として拡張的に解釈される傾向にあるためである<sup>17)</sup>。

しかも、上記判例は、抽象的な次元にとどまらず現実の実態に立ち入って「手続保障の欠缺」の有無を検討する必要があるとし、現実の手続保障が欠缺する場合には、再審事由の肯定という強力な効果を認める。その理由は、最高裁判所（及び民事訴訟法学説）が、民事訴訟制度における「現実の手続保障」をきわめて重要なものと理解するためである。

このように、最高裁判所判例と民事訴訟法学では、「現実の手続保障」が非常に重視され、再審事由について、民事訴訟法の形式的文言を離れたように見える拡張的解釈まで展開される。その理由は、「現実の手続保障」が、単に民事訴訟法上の法理にとどまらず——必ずしも明言されないものの——憲法における裁判を受ける権利保障の一環をなすためである<sup>18)</sup>。再審事由に関する、民事訴訟法の形式的文言からすると相当に拡張的な解釈も、裁判を受ける権利を保障するための憲法適合的解釈<sup>19)</sup>として正当化される。

木下のように、裁判を受ける権利の保障内容を、（基本的に）「本案判決を受

<sup>17)</sup> 詳しくは、中山幸二「送達と再審——手続保障の二重構造論・再論」高田裕成ほか編『民事訴訟法の理論（高橋宏志先生古稀祝賀論文集）』（有斐閣，2018年）1043-1065頁。その他に、高橋宏志『重点講義 民事訴訟法 下（第2版補訂版）』（有斐閣，2014年）777頁・785-786頁，秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法 VII』（日本評論社，2016年）12-13頁，高田裕成ほか編『注釈民事訴訟法 第5巻』（有斐閣，2015年）492-494頁（内山衛次執筆部分）も参照。

<sup>18)</sup> 竹下守夫「伊方原発訴訟最高裁判決と事案解明義務」木川統一郎博士古稀祝賀論集刊行委員会編『民事裁判の充実と促進 中巻（木川統一郎博士古稀祝賀）』（判例タイムズ社，1994年）23頁，本間靖規「上告理由と手続保障——ドイツの議論を参考にして」松嶋英機ほか編『新しい時代の民事司法（門口正人判事退官記念）』（商事法務，2011年）607-608頁・625-628頁参照。松本博之『証明軽減論と武器対等の原則——要件事実論批判・証明責任分配論と共に——』（日本加除出版，2017年）7-32頁も、この方向を示唆するようである。

<sup>19)</sup> 「憲法適合的解釈」という概念の意義については、合憲限定解釈との異同を含めて、見解の対立がある。本稿ではさしあたり、宍戸常寿の定義に従い、「法律の文言が複数の解釈を許す場合に、憲法と一致する結果を導く解釈を選ぶ」とことと理解する。宍戸常寿『憲法裁判権の動態（増補版）』（弘文堂，2021年）271頁参照。

ける権利」に限定して捉えた場合、このような判例・民事訴訟法学における解釈論上の努力を、憲法上正当に位置付けることが困難であるし、伝統的憲法学説の場合も同様である。他方で、私見及び近時の有力説のように、裁判を受ける権利の一環として「裁判手続への主体的・能動的な参画保障」（前稿・99頁）を認めると、判例・民事訴訟法学における上記解釈論上の努力は、同参画保障のために非常に重要なものとして、憲法上正当に位置付けることができる。

### 3 公示送達

以上を前提として、被告に対する訴状副本の送達について、具体的に検討する。

民事訴訟法は、送達の種類として、公示送達の制度を設けている（民事訴訟法110条ないし113条）。公示送達は、被告の住所・居所が不明な場合等に、被告が現実に訴状副本を受領せず、訴訟提起の事実を現実に認識していなくても、訴訟手続を進行させ、判決もすることができる制度である。訴状副本について公示送達がなされた場合、被告が訴訟手続に現実に関与することは皆無と見てよいから、請求（全部）認容判決（原告の全部勝訴判決＝被告の全部敗訴判決）がなされることが圧倒的に多い。

このように、訴状副本の公示送達は、被告が現実に裁判手続に参画しないままに、被告を全部敗訴させる効果を生じさせるから、受訴裁判所は、被告の裁判を受ける権利をできるだけ尊重するため（憲法適合的解釈）、公示送達の要件具備について、厳格・慎重に検討しなければならない。

実務上、「公示送達は、現実には当事者その他の送達名宛人に書類の内容を了知させることはほとんど不可能に近いから、送達場所が知れないかどうかについては、相当慎重に判断しなければならない」<sup>20</sup>とされる。このような厳格な運用は、基本的に、上記憲法適合的解釈に沿うものである。

### 4 小括

このように、原告だけでなく被告にとっても、裁判を受ける権利保障は重要

---

<sup>20</sup> 秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法 II（第3版）』（日本評論社，2022年）450頁。

である<sup>21)</sup>。

## IV ウェブ裁判

### 1 中間試案の内容

ウェブ裁判拡大のための民事訴訟法等改正案（「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」。以下、単に「中間試案」という）について、2021年2月26日から同年5月7日まで、パブリックコメントが実施された<sup>22)</sup>。中間試案では、オンライン申立ての義務化について、以下の3つの案が提示された。すなわち、訴訟代理人の有無にかかわらず、「電子情報処理組織を用いてすることができないやむを得ない事情」がないかぎりオンライン申立てが義務付けられる甲案、訴訟代理人についてだけオンライン申立てが義務付けられる乙案、訴訟代理人の有無にかかわらずオンライン申立てが義務付けられない丙案、という3案である（中間試案・1頁）。

その後、上記I3のとおり2022年5月18日に、ウェブ裁判を拡大するための「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和4年〔2022年〕5月25日法律第48号）が成立した。この法律は、上記甲案から丙案のうち、基本的に乙案を採用する

<sup>21)</sup> 木下は、裁判を受ける権利が保障される訴訟関係者として、原告・被告以外に、「補助参加人等」を示唆する（木下論文・9頁）。しかし、「裁判手続への主体的・能動的な参画保障」という観点からすると、補助参加（民事訴訟法42条）だけでなく、むしろ独立当事者参加（民事訴訟法47条1項）を挙げる必要がある。

独立当事者参加のうち詐害防止参加（民事訴訟法47条1項前段）は、典型的には次のようなものである。原告Xが被告Yに対し、（馴れ合い訴訟として）土地所有権確認請求訴訟を提起し、X・Yともに、当該土地が自己の所有物であると主張している。一方、訴訟外のZは、自分こそが真の土地所有者であるから、上記訴訟の結果により（事実上の）不利益を受けるとして、同訴訟に、X・Yと独立かつ対等な立場で、詐害防止参加をする。

ここでは、Zは、自己の所有物に関する上記訴訟につき、本来、当事者として十分に参画する機会が保障される必要があるにもかかわらず、X・Y間の（馴れ合い）訴訟により、その機会が奪われようとしているため、同訴訟への参加により、それを阻止しようとする。

このように、独立当事者参加制度の基礎には、「裁判手続への主体的・能動的な参画保障」としての裁判を受ける権利保障がある。

<sup>22)</sup> e-Gov ウェブサイト

<<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&bMode=1&bScreen=Pcm1040&id=300080237>>（2022年6月19日最終アクセス）。以下、ウェブサイトへのアクセス日はいずれも2022年6月19日。

ものであった<sup>23)</sup>。

## 2 甲案の「やむを得ない事情」

### (1) 木下の議論の内容

木下は、甲案の「やむを得ない事情」について、以下のように述べる（木下論文・10頁）。

IT アクセス困難者に対する〔ウェブ裁判の〕義務付けは、〔裁判を受ける権利保障にとっては〕個人的事情に基づく事実上の制約にすぎない。ただ……そのような制約がすべて合憲と考えることはできず、憲法的観点からは、諸般の事情を基礎に利益衡量によって判断するというのが適切ではないかと考えられる。その利益衡量の際には、①当事者のITへのアクセスの困難の程度やその理由、②各種のサポートの利用可能性（居住する場所における弁護士数も含めた司法インフラの充実度や本人の資力等）、③事件の性質（憲法上の論点や法解釈上複雑な問題を含むものであるか等）、④当該事案にインターネットを用いた申立て等を認めない場合の弊害の大きさといった、様々なものが考慮要素になるのではないかと考えられる。

木下は、甲案の「やむを得ない事情」についての憲法適合的解釈として、上記引用文の議論を展開しているようである。

木下は、上記引用文のあと、「個別具体的事案ごとに事件の性質まで考慮に入れて判断するのはそれ自体裁判所に負担を課すことになるのは否定できない」（木下論文・11頁）という留保を付している。そのため、木下の議論では、立法府でなく裁判所が、上記①ないし④をはじめとする総合判断をすると想定されているようである<sup>24)</sup>。

### (2) 木下の議論の問題点

しかし、裁判所に上記①ないし④をはじめとする総合判断を求めるのは、以下のとおり、適切でないといわざるをえない。

---

<sup>23)</sup> 詳細については、吉原（2022年6月）・前掲注6）を参照。

<sup>24)</sup> なお木下は、「立法政策的には〔甲案でなく〕乙案にとどめるというのも、十分に検討に値する考え方ではないか」（木下論文・11頁）とも論じている。

（i）適時審判と手続安定の阻害

近時の有力説によれば、裁判を受ける権利の保障内容には、「適時審判の原則」が含まれる（前稿・101頁）。「刑事事件については、憲法37条1項が明文で迅速な裁判の保障を定めているが、適時審判の原則は、民事事件および行政事件においても、裁判を受ける権利の要素の一つである。事実関係の解明不能、裁判の意義が失われた時点での裁判の無意義性などが根拠となろう」<sup>25)</sup>。

上記①ないし④は、特別の規定がなければ、職権探知主義の対象とはならない可能性が高い<sup>26)</sup>。言い換えれば、①ないし④に係る裁判資料の探知収集は、当事者の権能かつ責任となる。しかし、①ないし④を基礎付ける裁判資料は、広範に及ぶ。さらに、①ないし④をはじめとする上記総合判断は、基本的に、訴訟提起後に争点として顕在化するから、被告は訴訟提起後にはじめて裁判資料を探知収集しなければならない。そのため、上記総合判断に関する手続に長期間を要し、訴訟手続が大幅に遅滞する可能性が高い。

しかも、原告がオンライン申立てによらずに訴訟提起したところ、上訴審段階で、上記「やむを得ない事情」がないと判断された場合、それまでの訴訟手続は無に帰する可能性が高い。このような帰結は、訴訟手続の安定を著しく害し、訴訟経済上も不合理である。

私見及び近時の有力説によれば、裁判を受ける権利の核心は、「裁判手続への主体的・能動的な参画保障」である。「裁判手続の安定保障」は、「裁判手続への主体的・能動的な参画保障」の不可欠の前提として、裁判を受ける権利の一環をなすと考える必要がある。木下は、裁判を受ける権利保障のための憲法

<sup>25)</sup> 片山（2007年）・前掲注4）55-56頁。前稿と本稿は、主として民事裁判手続を検討対象とした。しかし刑事裁判手続では、被疑者・被告人は身体拘束されている場合が多いため、裁判手続の迅速性は、民事裁判手続の場合以上に重要であるともいえる。迅速な裁判を受ける権利に関する、刑事訴訟法学の代表的研究として、荒木伸怡『迅速な裁判を受ける権利』（成文堂、1993年）、特に288-313頁。もっとも、「弁護士にインタビューすると、裁判が長期化すれば量刑が軽くなり、被告人に有利であるという意見を述べることが多い。また、公訴事実を争うと裁判所は、無罪にはしないが量刑を軽くするという意見を、弁護士から聞くこともある」（同書299頁）といった指摘は、少なくとも現在の刑事裁判には当てはまらない。

<sup>26)</sup> 秋山ほか（2022年）・前掲注20）201-205頁参照。

なお、典型的な憲法訴訟等では、当事者間の実質的平等を図るため、弁論主義が修正されるという議論は成り立ちうる。高田昌宏は、民事訴訟法学の見地からドイツ法を参照し、「社会的民事訴訟」にて弁論主義が修正される余地を示唆する。高田昌宏「わが国における『社会的民事訴訟』理論の意義」高田昌宏ほか編『グローバル化と社会国家原則——日独シンポジウム』（信山社、2015年）233-262頁参照。

適合的解釈として、上記①ないし④をはじめとする上記総合解釈を提唱するが、かえって、訴訟手続の大幅遅延と不安定化を招き、裁判を受ける権利の一環である「適時審判の原則」及び「訴訟手続の安定保障」が大きく害されかねない<sup>27)</sup>。

木下の議論及び伝統的憲法学説では、上記の問題は、裁判を受ける権利の問題ではないとされる可能性が高い。しかし、上記の問題は、訴訟当事者の利益と適正な裁判を大きく害しかねないのであって、これらを裁判を受ける権利の問題とすることができない（可能性が高い）点にも、木下の議論及び伝統的憲法学説の限界を見てとることができる。

#### (ii) 憲法上の主張に対する裁判所の姿勢

また、木下が挙示する上記③（事件の性質〔憲法上の論点や法解釈上複雑な問題を含むものであるか等〕）について、訴訟当事者が、詳細かつ真摯に憲法上の争点に関する主張を行っても、最高裁判所は、圧倒的多数の事件において、「実質は

<sup>27)</sup> 憲法適合的解釈は、一般論として、有益な場合がある。しかし、法令に憲法適合的解釈を行うと、結果の予見可能性が低くなるとともに、手続の不安定化・長期化を招くおそれが少なくない。

木下は、かねてより、次のように述べ、憲法適合的解釈に対して積極的な姿勢を示していた（木下昌彦「最高裁における憲法判断の現況——調査官解説を踏まえた内在的分析の試み」論究ジュリスト23号〔2017年秋号〕172頁）。

堀越判決〔＝最二小判平成24年〔2012年〕12月7日刑集66巻12号1722頁〕や堀越千葉補足意見〔＝同判決における千葉勝美裁判官の補足意見〕は、憲法の趣旨を踏まえた限定解釈である憲法適合的解釈は、違憲の疑いを示さずに展開できる、むしろ、裁判所としては当然行うべきデフォルト的な解釈手法であることを示したと言える。……刑事訴訟法や著作権法など憲法との関連を指摘されつつも、憲法とは独立した解釈論が展開されてきた分野は多く存在する。憲法適合的解釈はそのような法令の解釈の在り方に風穴を開ける契機も有していると言える。

実際に木下は、表現の自由と著作権とを調整する目的で、著作権法32条1項の「引用」の要件、及び、同法50条について、憲法適合的解釈を行う。著作権法32条1項につき、木下昌彦＝前田健「著作権法の憲法適合的解釈に向けて——ハイスコアガール事件が突き付ける課題とその克服」ジュリスト1478号（2015年4月号）52頁参照。著作権法50条について、木下昌彦「著作物を公表する自由と公表しない自由——公共の利害に係る未公表著作物の公表は違法となるか——」高倉成男ほか編『知的財産法制と憲法的価値』（有斐閣、2022年）29-31頁参照。筆者は以前、木下による著作権法32条1項の憲法適合的解釈に対して、著作権法に対する法令違憲審査を躊躇すべきではない旨批判したことがある。吉原裕樹「表現の自由と著作権」月刊大阪弁護士会147号（2017年3月号）72-73頁。同批判の主たる根拠は、表現活動に与える萎縮効果除去の必要性にあった。裁判所による判断の不安定化・長期化は、萎縮効果を高める可能性が高い。



単なる法令違反を主張するものにすぎない」として、ごく簡潔な上告棄却決定（民事訴訟法 317 条 2 項）ないし上告棄却判決（民事訴訟法 319 条）を行っている（いわゆる三行決定・三行判決）<sup>28)</sup>。そのため、③について、裁判所が適切に顧慮すると期待することは困難である。

### （3）小括

以上からすると、甲案の「やむを得ない事情」については、木下が論ずるような総合考慮ではなく、字義に従い、厳格に解釈されるべきである。筆者は前稿にて、このような厳格な解釈が実体的にも正当化される旨論じた（前稿・101-102 頁）。木下論文は、これに対して批判を提起したので、以下に詳述する。

## 3 弁護士による対応

### （1）木下の議論

木下は、オンライン申立ての義務付けと弁護士との関係について、以下のよう論ずる。

IT アクセス困難者でも、弁護士に訴訟を依頼することで IT アクセス困難という問題は解決できるのであるから、あえて本人訴訟を選択した者の利益を保護する必要はないのではないかという議論があり得る。もっとも、日本では本人訴訟が地裁事件でも 4 割近くあり、さらに、本人訴訟を選択した主要な動機も弁護士それ自体へのアクセス困難や経済的な困難といった本人の積極的意思に基づくものではない場合がそれなりの比重を占めることが知られている……。このような日本の実情に鑑みた場合、弁護士への依頼可能性に重きを置くことはできない。吉原裕樹「ウェブ裁判（裁判手続 IT 化）の憲法論」判例時報 2481 号 97 頁，102 頁〔＝前稿〕は、総合法律支援法の存在により甲案が違憲となる可能性は低いと指摘する。しかし、総合法律支援法の適用には様々な制約があり選任できる弁護士も限定されることから、同法だけでは憲法問題は完全に消失し得ないと考える（木下論文・13 頁）。

弁護士自身は、裁判を受ける権利の主体ではなく、早急な IT の習熟と

---

<sup>28)</sup> 圓道至剛『企業法務のための民事訴訟の実務解説（第 2 版）』（第一法規，2019 年）407-408 頁。

いう義務を事実上課されることになったとしても、弁護士という職業生活に伴う合理的な制約となろう。しかし、現実として IT 化に対応できない弁護士が多数存在するのであれば、それは政策的見地から無視できないものとなる（木下論文・11頁）。

## (2) 議論の前提としての本人訴訟と代理人訴訟の区別

### (i) 区別が自明でないこと

木下の議論を直接に検討する前に、同議論における前提を問題とする必要がある。

すなわち木下は、本人訴訟と訴訟代理人弁護士が就いている訴訟（以下、後者を「代理人訴訟」という）を明確に区別する。また、ウェブ裁判に関する憲法論議でも、両訴訟が截然と区別されることが多い<sup>29)</sup>。

しかし、本人訴訟と代理人訴訟との区別は、必ずしも自明ではない。弁護士が配偶者との離婚訴訟の当事者になるといった局面はもちろん、弁護士が「弁護士の職務として」訴訟当事者本人になる局面も稀ではない。以下に、事例が比較的多いと思われる例を2つ挙げよう。

### (ii) 破産管財人

破産管財人は、破産財団に関する訴えにおいて、原告又は被告となる（破産法80条）。その意味は、民事手続法学の支配的見解によれば、破産管財人が、破産者（財産帰属者・被担当者）のために、訴訟の当事者（法定訴訟担当）となるというものである<sup>30)</sup>。

たとえば、Aが、動産を200万円でBに売却したが、売掛金支払期限を過ぎても、Bが売掛金の支払をまったくしなかった。その後まもなく、Aが経済的に破綻したため、Aが自己破産申立てをし、破産手続開始決定がなされた。そ

<sup>29)</sup> 「『民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案』に対する意見書」日本弁護士連合会 <[https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2021/210318\\_8.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2021/210318_8.html)>（2021年3月18日）同会ウェブサイトなど。

<sup>30)</sup> 最近の研究として、岡成玄太『いわゆる財産管理人の訴訟上の地位——代理・訴訟担当・民訴法29条の基礎理論』（有斐閣，2021年）6-7頁参照。法定訴訟担当一般について、山本克己「信認関係として見た法定訴訟担当」法学論叢（京都大学）154巻4=5=6号236-291頁（2004年）も参照。

の結果、Aの破産管財人として弁護士Cが就任したとする<sup>31)</sup>。債権回収の見込みにもよるが、Cが、Aの破産管財人として、Bに対して売掛金（売買代金）請求訴訟を提起する事例は、珍しくない<sup>32)</sup>。

この事例において、弁護士Cが訴訟担当者として訴訟に現れる一方、Aは訴訟に当事者として現れない。また、Cは上記訴訟にて、Aを代理するわけでもない<sup>33)</sup>。

### （iii）遺言執行者

遺言執行者は、「遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為」（民法 1012 条 1 項）の一環として、訴訟追行権を有する。最高裁判所判例（最二小判昭和 51 年〔1976 年〕7 月 19 日民集 30 卷 7 号 706 頁など）及び民事手続法の通説は、遺言執行者について、相続人を被担当者とする法定訴訟担当であると理解してきた<sup>34)</sup>。

遺言執行者は、必ずしも弁護士でなければならないわけではないが、遺言にて遺言執行者として弁護士が指定されていた場合や、遺言執行者が（もともと）

<sup>31)</sup> 破産法上、破産管財人が弁護士でなければならない旨の明文規定はない。しかし、破産管財人は、高度の法律知識が必要とされるため、もっぱら弁護士が選任されている。東京地方裁判所民事第 20 部（破産再生部）の運用について、永谷典雄ほか編『破産・民事再生の実務 破産編（第 4 版）』（金融財政事情研究会，2020 年）173-175 頁参照。大阪地方裁判所第 6 民事部（破産再生部）の運用について、川畑正文ほか編『はい 6 民です お答えします 倒産実務 Q&A（第 2 版）』（大阪弁護士協同組合，2018 年）123-124 頁参照。

<sup>32)</sup> 訴訟提起の目的は、Bに対する売掛金（債権）を回収し（破産財団の換価）、Aの債権者に対する配当に充てること等にある。東京地方裁判所民事第 20 部（破産再生部）の運用について、永谷ほか編・同上 232-235 頁参照。大阪地方裁判所第 6 民事部（破産再生部）の運用について、川畑正文ほか編『破産管財手続の運用と書式（第 3 版）』（新日本法規，2019 年）140-143 頁参照。

裁判所は、以下のように述べ、破産管財人が売掛金（債権）回収のため、積極的に訴訟提起すべき局面があることを前提としている。

「売掛金は破産財団を構成する主要な財産であり、その回収は破産管財人の熱意と手腕によるところが大きい。破産管財人としては、売掛金が破産財団に帰属するかを調査した上で、売掛金の債務者に対して……法的手段を辞さない厳しい姿勢で督促し、相手方が資力を有するにもかかわらず支払に応じないときには、訴訟提起も検討する必要がある」（永谷ほか編・同上 232 頁）。「管財人は、売掛先等の主張の当否、証拠の有無、相手方の支払能力や執行対象となる財産の有無等を踏まえた回収可能性等を基に、費用対効果（訴訟に要する期間等も含む。）の観点も考慮し、訴訟提起や和解の枠組みについて一定の方針を持って訴訟提起の要否を検討し、裁判所ともその認識を共有することが相当である」（川畑ほか編〔2019 年〕・同上 142 頁）。

<sup>33)</sup> 訴訟担当者Cが受けた判決の効力は、当事者たる担当者Cだけでなく（民事訴訟法 115 条 1 項 1 号）、本来の利益帰属主体たるAにも及ぶ（民事訴訟法 115 条 1 項 2 号）。

<sup>34)</sup> 岡成・前掲注 30) 10 頁参照。

いない又は（事後的に）いなくなった（民法 1010 条）として<sup>35)</sup>、裁判所が弁護士を遺言執行者として選任した場合に、弁護士が遺言執行者に就任する<sup>36)</sup>。

たとえば、被相続人Dの死亡後、Dの遺言の内容に反して、一部の相続人Eが、相続財産たる不動産についてE名義の所有権移転登記を備え、遺言の執行を妨害しているとしよう。この場合、遺言執行者たる弁護士Fは、相続人Eに対して、上記不動産について、所有権移転登記の抹消登記手続請求訴訟を提起することができる（最一小判平成11年〔1999年〕12月16日民集53巻9号1989頁など）。

この事例において、弁護士Fが訴訟担当者として訴訟に現れる一方、E以外のD相続人は、訴訟に当事者として現れない。また、弁護士FがE以外のD相続人を代理するわけでもない。

#### (iv) 小括

破産管財人や遺言執行者のように、弁護士が法定訴訟担当者に就任している場合、弁護士は、弁護士の職務遂行として、原告・被告本人として訴訟提起などの訴訟行為を行う。このような事例は——とりわけ破産管財人が訴訟提起する事例は——日本で決して珍しくない。

このように、弁護士が弁護士の職務遂行の一環として訴訟提起・訴訟迫行する場合には、ウェブ裁判の運用を含め、純然たる本人訴訟ではなく、代理人訴訟に準じた取扱いをするのが適切である。

以上のとおり、本人訴訟と代理人訴訟との区別は必ずしも自明でなく、日本の裁判実務上、限界事例が一定数存在する。そのため、ウェブ裁判に限らず、裁判を受ける権利保障全般について、同区別を所与のものとせず、実体に即した検討をする必要がある。

### (3) 本人訴訟の重要性に関する疑問

木下は、上記(1)に掲げた引用文からすると、本人訴訟それ自体の重要性

<sup>35)</sup> 遺言にもともと遺言執行者の指定がない場合や、指定があっても、指定された者が遺言執行者への就任を拒絶した場合などがある。裁判所職員総合研修所監修『家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究——別表第一事件を中心に——』（司法協会，2017年）630頁，秋武憲一ほか編著『コンメンタール家事事件手続法Ⅱ』（青林書院，2021年）835-837頁（香川礼子執筆部分）参照。

<sup>36)</sup> 遺言執行者の職務として、訴訟提起が予想される場合には、裁判所は、遺言執行者として弁護士を選任することがほとんどであろう。また、裁判所は、相続人間の対立が厳しいなど紛争性が高い事案でも、弁護士を遺言執行者に選任することが多い。裁判所の運用について、裁判所職員総合研修所監修・同上 630-632頁参照。

を前提とするようである。しかし、最高裁判所は、1969年の時点で、すでに次のように判示していた（最一小判昭和44年（1969年）2月27日民集23巻2号441頁）。

わが国の現行法は弁護士強制主義を採ることなく、訴訟追行を本人が行なうか、弁護士を選任して行なうかの選択の余地が当事者に残されているのみならず、弁護士費用は訴訟費用に含まれていないのであるが、現在の訴訟はますます専門化された訴訟追行を当事者に対して要求する以上、一般人が単独にて十分な訴訟活動を展開することはほとんど不可能に近いのである。したがって、相手方の故意又は過失によつて自己の権利を侵害された者が損害賠償義務者たる相手方から容易にその履行を受け得ないため、自己の権利擁護上、訴を提起することを余儀なくされた場合においては、一般人は弁護士に委任するにあらざれば、十分な訴訟活動をなし得ないのである。

木下が本人訴訟それ自体を重視しているようである点については、一概に合理性を欠くとはいえないが、すでに1969年時点で、最高裁判所が上記の事実認識を示していたことと整合するか、疑問の余地がある。

#### （4）総合法律支援法の制約の内容

##### （i）批判の検討

上記（1）のとおり、木下は、「総合法律支援法の適用には様々な制約があり選任できる弁護士も限定される」（木下論文・13頁）と論ずる。木下論文にはそれ以上の叙述はないため、上記「様々な制約」の具体的内容は、必ずしも明確でない。しかし近時、総合法律支援法及びそれに基づいて設置された日本司法支援センター（以下、通称に従い「法テラス」という）の問題点が顕著になり、弁護士から鋭い批判が寄せられている。

そこで以下では、近時指摘されている、法テラス（及び総合法律支援法）の代表的な問題点を検討する。

##### （ii）援助対象

法テラスと総合法律支援法の問題点を検討するに先立って、以下の点を確認しておく。すなわち、総合法律支援法の主たる目的は、経済的困窮者等に対して、弁護士をはじめとする代理人に対する報酬等を立て替え、援助することに

ある（総合法律支援法 30 条 1 項 2 号イ(2)等）。そのため、本人訴訟に関する援助は、（基本的に）総合法律支援法には含まれない<sup>37)</sup>。

憲法学説は一般に、法テラスの民事法律扶助業務が、経済的困窮者の裁判を受ける権利の実質的保障につながっていると論ずるが、この議論が本人訴訟に妥当しないことについて、必ずしも自覚的でないようである<sup>38)</sup>。

### (iii) 弁護士報酬の金額

法テラスは、経済的困窮者でも弁護士に依頼することができるよう、弁護士報酬等の立替えを行う（総合法律支援法 30 条 1 項 2 号イ(2)等）。法テラスを利用した場合の弁護士報酬額<sup>39)</sup>の基準（以下「報酬基準」という）は、法テラスが、総合法律支援法 34 条 1 項に基づき「日本司法支援センター業務方法書」（以下、単に「業務方法書」という）にて策定する<sup>40)</sup>。業務方法書の作成・変更には法務大臣の認可を要する（同法 34 条 1 項）。

---

<sup>37)</sup> 総合法律支援法は、代理援助（同法 30 条 1 項 2 号イ(2)等。弁護士に民事裁判の代理を依頼する場合には、代理援助を利用することになる）だけでなく、書面作成援助（同法 30 条 1 項 2 号ハ等）・相談援助（同法 30 条 1 項 2 号ホ等）の制度も設けている。そのため、訴訟に提出する書面の作成だけを弁護士に継続的に依頼し（書面作成援助）、当該弁護士に訴訟代理は依頼せずに、本人訴訟として訴訟追行するとか、訴訟の内容や方針について弁護士に継続的に相談するが（法律相談援助）、当該弁護士に訴訟代理は依頼せずに、本人訴訟として訴訟追行するといった事例を考えれば、「総合法律支援法は本人訴訟を度外視しているわけではない」という議論は、論理的におよそありえないというわけではない。

しかし、上記のような事例では、弁護士が訴訟の全体像を把握しにくいと、的確な助言・書面作成が困難であるうえ、弁護過誤も生じやすい。そのため、日本の弁護士は、ほとんど例外なく、上記のような書面作成援助・法律相談援助の利用を断るはずである（弁護士職務基本規程 20 条・21 条からすると、むしろ、断らなければならないとすら言う）。また、1 つの法律問題について法律相談援助を利用することができるのは 3 回までであるから（総合法律支援法 16 条 7 項本文）、同法も、当事者本人が、訴訟の内容や方針について弁護士に継続的に相談しつつ、本人訴訟として訴訟追行することは想定していない。

そのため、総合法律支援法が本人訴訟についても援助の制度を設けているという議論は、日本の司法の実態から乖離している。

<sup>38)</sup> 木下ほか編・前掲注 7) 382 頁（倉田原志執筆部分）、長谷部恭男編・前掲注 7) 308 頁（宍戸常寿執筆部分）参照。

<sup>39)</sup> 本稿を含め、一般に「弁護士報酬」には、報酬金（事件の結果、依頼者が経済的利益を取得した場合等に支払義務が発生する）だけでなく、着手金（原則として委任契約時に支払義務が発生する）等も含まれる。報酬金と弁護士報酬とは異なる概念であり、報酬金は弁護士報酬の一部にすぎない。たとえば、日本弁護士連合会「債務整理事件処理の規律を定める規程」（平成 23 年〔2011 年〕2 月 9 日会規第 93 号）2 条 7 号ないし 9 号における用語法を参照。

<sup>40)</sup> 弁護士は、法テラスを利用した個々の案件において、法テラスの決定した報酬額以外に、依頼者から直接に報酬を受領することができない（日本司法支援センター業務方法書 45 条本文）。この意味で、個々の案件で法テラスの決定した報酬額は、強行的なものである。

法テラスを利用した標準的な案件における業務内容の実情と業務に要する時間からすると、法テラスが業務方法書にて定める報酬基準は、もともと非常に安価である<sup>41)</sup>。

それだけでなく、業務方法書には、「事件の性質、被援助者の特性等に鑑み、相当と認める場合は、基準額各欄記載の金額を減額して決定することができる」（業務方法書別表3注4）という例外規定が設けられているところ、法テラスは、この例外規定を恒常的かつ大胆に活用し、弁護士報酬を減額している<sup>42)</sup>。上記例外規定の要件は「事件の性質、被援助者の特性等に鑑み、相当と認める場合」という非常に緩やかなものであり、減額幅の制限もないため、このような減額の運用が可能となる。

このような法制度・運用のもとでは、弁護士が法テラスに対して批判的・警戒的にならざるをえないのは、当然のことである。

---

<sup>41)</sup> 弁護士ドットコムが、2021年6月に全国の弁護士に対して実施したアンケートでは、回答者523名のうち92パーセントが、法テラスの問題点として、「弁護士に対する報酬が低いので、報酬額を引き上げて欲しい」と回答した（複数回答可）。弁護士ドットコムタイムズ「『報酬が低い』の不満が9割、『手続きが複雑』も多く 法テラスに関するアンケート vol.3」<<https://www.bengo4.com/times/articles/333>>（2021年8月12日）弁護士ドットコムタイムズウェブサイトを参照。

また、東京弁護士会法友会は、毎年政策要綱を公表しているところ、法友会の「2022年度政策要綱」に、次の一節がある。法テラス「契約弁護士に対する扶助事件の報酬が安すぎる、という声が、〔東京弁護士会〕法友会だけでなく、全国の弁護士から上がってきて久しい。特に、離婚関連事件に関してはその声が大きいです」という話もある」（東京弁護士会法友会『多様な社会を実現する司法——個人の価値観を尊重し合うために（2022年度法友会政策要綱）』〔現代人文社、2022年〕112頁）。

<sup>42)</sup> 個々の案件における報酬減額の例は、筆者自身の経験も含め、枚挙にいとまがない。法テラスの地方機関が、業務方法書所定の報酬基準から一律に減額する旨公言している例として、次のものがある。

日本司法支援センター大阪地方事務所（法テラス大阪）は、任意整理事件に関する弁護士報酬について、業務方法書別表3に規定された報酬基準よりも減額した（独自の）報酬基準を公表し、これに沿って、個々の案件における弁護士報酬額を決定している。日本司法支援センター大阪地方事務所編『民事法律扶助業務の手引き（大阪地方事務所、平成28年度版）』（同事務所、2016年）34頁参照。

任意整理事件における法テラスの弁護士報酬額は、債権者数によって異なるところ、法テラス大阪の（独自の）報酬基準によると、債権者が1社の場合、弁護士報酬額は業務方法書別表3に規定された報酬基準の約3割にとどまる。法テラス大阪は、この運用を、本文掲記の業務方法書別表3注4に基づく（恒常的）減額であると位置付けている。

業務方法書の作成・変更には法務大臣の認可を要するが（総合法律支援法34条1項）、弁護士の報酬基準については、以上のとおり、法務大臣による統制が形骸化している。

## (iv) 人権救済訴訟における利用困難性

憲法の観点から見た場合に、総合法律支援法及び法テラスの最大の問題点と言っても過言でないのが、「費用対効果の面での合理性」（以下、単に「費用対効果」という）という不文要件である<sup>43)</sup>。たとえば、人権救済訴訟では、高度の法律知識が要求されることが多いため、私人たる原告が勝訴するためには、弁護士に依頼することが事実上必須である。しかし、人権救済訴訟では、私人による損害賠償（国家賠償を含む。以下同じ）請求が認容される事例は非常に少なく、認容されても、認容額は数万円から数十万円にとどまることが多い。そのため、人権救済訴訟において、弁護士報酬（の立替え）について「費用対効果」を求めると、弁護士への依頼はきわめて困難になる。

総合法律支援法にも業務方法書にも、弁護士報酬の援助決定に当たって「費用対効果」を要件とする旨の明文規定はない。しかし法テラスは、実際の運用上、民事裁判に関する援助可否審査に当たって、常に「費用対効果」の不文要件を要求している。たとえば、上記審査の要領をまとめた『民事法律扶助業務必携』には、以下の叙述がある<sup>44)</sup>。

援助をするためには、「民事法律扶助の趣旨」に合致していることが必要である（業務方法書9条3号）。「民事法律扶助の趣旨」とは、〔総合法律〕支援法が予定している民事法律扶助の目的のことであって、他の援助要件を満たしている場合であっても、この目的に適合しない場合には、援助をすることはできない。具体的には「自己の権利の実現に資すること」と「償還の意思があること」が必要となる。……民事法律扶助事業は公共性の高い事業であるとともに（支援法4条）、国の財政支出により実施されることから、援助案件は、申込者の「権利を実現することに資する」ものでなければならない（同31条）。以下のような場合は、権利の実現に資するとはいえない。

① 訴訟の目的が法律上、経済上の利益ではなく、専ら相手方に対する

<sup>43)</sup> 以下については、吉原裕樹「民事裁判における裁判を受ける権利保障——憲法学における『理論と実務の協働』の新たな姿——」政経研究（公益財団法人政治経済研究所）118号（2022年6月号）56-72頁も参照。

<sup>44)</sup> 日本司法支援センター編『民事法律扶助業務必携』（同センター、2014年）33-34頁。



いやがらせや報復感情を満たすため、あるいは自己宣伝を目的としている場合。

- ② 社会正義や法の理念に照らし、援助するのが相当でない場合。
- ③ 立替基準が全く予定しないような、きわめて多額の費用を要する場合。
- ④ 費用対効果の観点から代理援助になじまない場合。
- ⑤ 実質的には他人の権利を実現することが目的である場合。

上記④のとおり<sup>45)</sup>、法テラスはその運用上、民事裁判における援助可否審査に当たって、「民事法律扶助の趣旨」への適合性という要件（日本司法支援センター業務方法書9条3号）の一環として、「費用対効果」の具備を求めている<sup>46)</sup>。

このため、人権救済訴訟では、法テラスによる援助を受けることは容易でない。佐藤幸治は、法テラスの創設を含め司法制度改革を理論的に牽引したところ、彼は司法制度改革に当たって、「正義へのユビキタス・アクセス社会」の実現、「国民が“正義”にアクセスする道〔の〕拡充整備」を目指した<sup>47)</sup>。佐藤の

<sup>45)</sup> 本文掲記の引用文中、③とは独立に④が挙示されている点は重要である。

<sup>46)</sup> 法テラスが、「費用対効果」を理由として、援助不開始（援助拒否）としたことの適法性が争われた訴訟として、青森地八戸支判令和3年（2021年）5月19日（青森地方裁判所八戸支部 令和2年〔2020年〕〔ワ〕第86号）D1-Law判例体系28292107がある。

この訴訟では、日本司法支援センター青森地方事務所（以下「法テラス青森」という）が、代理援助申込みに対して、援助不開始決定（援助拒否）をしたため、受任予定者たるA弁護士が代表を務める弁護士法人が、法テラスに対して、不法行為に基づき、法テラスの報酬基準に従った弁護士報酬等の支払を請求した。

上記訴訟で裁判所は、次のように判示した（『』記号は引用者が補った）。

法テラス青森所長は……本件申込み〔＝A弁護士を受任予定者とする代理援助の申込み〕について、『費用対効果』の観点から代理援助になじまないものと判断し、裁判代理援助を行うための要件である「民事法律扶助の趣旨に適すること」（3号要件〔＝業務方法書9条3号の要件。以下同じ〕）に該当しないとして、援助不開始決定……を行い、A弁護士及び本件申込者〔＝A弁護士への依頼予定者〕にその旨通知した……。3号要件の「民事法律扶助の趣旨」とは、総合法律支援法が予定する民事法律扶助の目的のものと解され、これに適することといえるか否かは、総合法律支援法31条の「その利益を得るものの権利を実現することに資すると認められる」かどうかの視点から検討されるべきであり、『費用対効果』の観点から代理援助になじまない場合などは、3号要件を満たさない……。

<sup>47)</sup> 佐藤幸治『日本国憲法（第2版）』（成文堂，2020年）389-390頁，佐藤幸治「現代立憲主義における『司法』の役割」日本学士院紀要73巻2号（2019年）92-93頁，佐藤幸治「法を学ぶことの意義とそれに伴う責務」法政研究（九州大学）86巻1号（2019年）28-31頁参照。田中成明「法の支配と裁判を受ける権利（2・完）」民商法雑誌156巻1号（2020年）209-213

念頭にあった典型例が、人権救済訴訟であったと推測されるが、彼の意図は、法テラスの上記運用によって骨抜きにされるに至った<sup>48)</sup>。

#### (5) 法テラス契約弁護士数

木下は、「総合法律支援法の適用には様々な制約があり選任できる弁護士も限定される」(木下論文・13頁)と論ずる。以上のとおり、総合法律支援法に「様々な制約があ」ることはたしかである。では、「選任できる弁護士も限定される」といえるか。

一般人が法テラスを利用して弁護士に依頼するためには、当該弁護士があらかじめ法テラスと契約を締結していなければならない。とりわけ過疎地域では、弁護士の人数自体がもともと少ないから、弁護士が法テラスとの契約を取りやめると、経済的困窮者が法テラスを利用して弁護士に依頼することが困難になる可能性がある。木下が危惧しているのは、このような事態であろう。

そこで、法テラス地方事務所の区域(単位弁護士会の区域に一致する)ごとに、法テラス契約弁護士の、全弁護士に対する人数割合(法テラス契約率)を見てみよう<sup>49)</sup>。すると、北海道・東北は、90パーセント以上が5か所、80パーセント

頁も同じ方向を示している。

<sup>48)</sup> 太田勝造はかねてより、法社会学的分析を通じて、「費用対効果」により法律扶助の可否を決定した場合には、重大な問題が生じうる旨、警鐘を鳴らしていた。太田は、次のように論ずる(太田勝造「法律扶助の存在理由への一視角」司法アクセス学会編集委員会編『司法アクセスの理念と現状——法律扶助の法理・弁護士倫理・司法制度改革——』〔三和書籍, 2012年〕49頁)。

リベラルな民主主義社会における「望ましい紛争解決」は社会によって押し付けられた解決ではなく、紛争当事者の主観を基準にした解決でなければならない。ところが、「客観的」価値と主観的価値との間のギャップのために、当事者としては訴訟を利用したいが、利用しづらい場合が生じる。……係争物の価額や期待判決額による費用便益分析からは「非合理」ないし「濫訴」に見える訴訟も、主観的には合理的で促進すべき訴訟利用でありうるのである。したがって、勝訴の見込みや期待判決額を基準として法律扶助の可否を決定する制度には、このような意味の合理的訴訟利用を促進しないという副作用が伴っているのである。

また最近、橋場典子は、法社会学の見地から、社会的排除の状況にある人々に司法アクセスを保障するための方途を模索し、法テラスが同保障に寄与しうると論じている。しかし橋場の所論の内容も、「費用対効果」の観点とは鋭く対立するものようである。橋場典子『社会的排除と法システム』(北海道大学出版会, 2021年)、特に229-244頁参照。

なお、経済的困窮者が、法テラスに援助を申し込んだ結果、これを拒否されたが、なお弁護士への依頼を希望する場合に、弁護士が、事件の内容や受任の必要性を検討のうえ、依頼者との間で、弁護士報酬の分割払等の合意をして受任する場合はありうる。

<sup>49)</sup> 日本弁護士連合会編著『弁護士白書(2021年版)』(日本弁護士連合会, 2022年)239頁。

以上が 5 か所であり、80 パーセントを下回る地域はない。中国地方では、岡山・広島が 78 パーセント台で、その他は 80 パーセントを超えている。中国地方のうち、法テラス契約率が特に高い地域として、鳥取は 98.5 パーセント、島根は 89.2 パーセントである（以上、いずれも 2021 年 3 月 31 日時点）。

もとより、個々の弁護士の執務実態・受任状況は、これらの統計上の数値からは必ずしも明らかでない。しかし、上記の統計結果からすると、法テラスを利用して「選任できる弁護士も限定される」（木下論文・13 頁）との木下の指摘は、事実とは異なるようである<sup>50)</sup>。

#### （6）弁護士の IT 対応

木下は、「現実として IT 化に対応できない弁護士が多数存在するのであれば、それは政策的見地から無視できないものとなる」（木下論文・11 頁）と論じている。

「IT 化に対応できない」の意義が必ずしも分明でないため、そのような弁護士が「多数存在する」かについて、断言することは困難である。

もともと、参考となりうる統計結果はある。日本弁護士連合会は、2017 年に、会員を対象として、弁護士業務における IT 活用について、アンケート調査を行ったところ<sup>51)</sup>、「弁護士業務で導入している IT ツールのセキュリティ対策」の質問に対する回答結果（複数回答可）は、「セキュリティ対策ソフトウェアのインストール」が 96 パーセント超、「端末へのパスワード設定」が 79 パーセント弱であった。弁護士業務におけるセキュリティ対策の重要性を前提としても、同対策の実施率はかなり高いといえそうである。

---

<sup>50)</sup> 多くの弁護士が、法テラスの報酬基準が非常に低廉であると嘆きつつ、とりわけ過疎地における弁護士の法テラス契約率がきわめて高い理由は、必ずしも分明でない。しかし、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」（弁護士法 1 条 1 項）という弁護士法の理念や、「弁護士は、その使命にふさわしい公益活動に参加し、実践するように努める」（弁護士職務基本規程 8 条）といった諸規定と、無関係ではないであろう。

<sup>51)</sup> 日本弁護士連合会編著『弁護士白書（2017 年版）』（日本弁護士連合会、2018 年）6-9 頁。ただし、回答方法がインターネットを通じたものなので、そもそもインターネットを利用することのできない弁護士は、アンケートに回答できなかった可能性が高い。

## V ウェブ裁判をめぐる直近の課題

ウェブ裁判は、日進月歩の急速な展開を見せている。本稿を終えるに当たって、裁判を受ける権利の観点から、ウェブ裁判をめぐる直近の課題を2つ提示しておこう。

### 1 家事調停

前稿で論じたように、民事訴訟ではすでにウェブ裁判が開始されていたところ、2021年12月8日以降、家庭裁判所にて、家事調停におけるウェブ会議システムの利用（ウェブ裁判）が開始された<sup>52)</sup>。

離婚事件では、原則として、離婚訴訟の提起に先立って離婚調停の申立てをしなければならない（調停前置主義。家事事件手続法257条1項）。離婚調停を含む家事調停では、同一ないし接着した時刻に、同一の裁判所庁舎に両当事者が出頭するため、両当事者が直接対面しないよう裁判所が配慮しても、なお、両当事者が直接対面してしまう可能性が否定できない。このため、とりわけドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という）事案では、DV被害者がDV加害者たる配偶者と対面し、同人から攻撃を受けることを恐れて、離婚調停を申し立てることができない場合が少なくない。この場合、DV被害者は、離婚を希望してもその手続をとることが困難となり、同人の離婚調停における裁判を受ける権利が、少なからず制約される。

そのため今般、離婚調停を含む家事調停にウェブ会議システムが導入されたことで、DV被害者等が、直接対面の可能性を恐れることなく、家事調停の申立てをしやすくなった。ウェブ裁判によって、裁判を受ける権利の実質的保障が図られた旨、積極的に評価すべきである。

もっとも、民事訴訟において従前利用されてきたウェブ会議システムはMicrosoft Teamsであるのに対し<sup>53)</sup>、家事調停におけるウェブ会議システムは

<sup>52)</sup> NHK ニュース「『家事調停』で試験的にウェブ会議導入 利便性向上などに期待」  
<<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211203/k10013372031000.html>> (2021年12月3日) NHK ニュースウェブサイト。

<sup>53)</sup> 山本和彦ほか「(座談会) 民事裁判のIT化——フェーズ1の現状と課題」山本和彦編『民事裁判手続とIT化の重要論点——法制審中間試案の争点』(有斐閣, 2021年) 131-132頁における富澤賢一郎発言。

Cisco Webex Meetings である<sup>54</sup>。裁判手続の種類ごとにウェブ会議システムが異なると、それ自体がウェブ裁判利用の障壁となり、裁判を受ける権利の実質的制約になりかねないため、留意を要する。

## 2 裁判所事件管理システムの長期大規模障害

2021年9月27日、裁判所の事件管理システムである「裁判事務支援システム（NAVIUS）」の処理速度が極端に低下する障害が、全国の裁判所にて発生した。同システムは、簡易裁判所民事事件等で利用されているため、簡易裁判所民事部を中心に、大量の事件処理業務の滞留が生じた（東京簡易裁判所民事部では、2021年10月22日時点で約5100件）<sup>55</sup>。同システムの障害は、原因不明のまま2か月以上継続し、ようやく2021年12月6日から、同システムの利用が再開された<sup>56</sup>。

近時、憲法学説で「アーキテクチャ」に対する関心が高まっている<sup>57</sup>。裁判所の事件管理システムは、司法機能の中枢に位置するアーキテクチャであるから、憲法学説が注目してしかるべきであるが、憲法学説のなかで、これに着目する見解は見当たらない。

上記IV 2（2）のとおり、「適時審判の原則」と「裁判手続の安定保障」は、裁判を受ける権利の一環をなす。裁判所の事件管理システムの安定的運用は、裁判を受ける権利の保障のため、必要不可欠である。このことは、ウェブ裁判で利用されるウェブ会議システムについても同様である。

---

<sup>54</sup> 日本弁護士連合会「（情報提供）家事調停手続におけるウェブ会議の試行において使用するウェブ会議ソフトの決定について」（2021年8月6日）。ただし、同情報提供は、日本弁護士連合会の会員向けのものであって、一般公開されていない。また、裁判所も、ソフトウェアとして Cisco Webex Meetings を利用する旨、公表していないようである。一般公開されている資料として、内閣府 規制改革推進会議 デジタルワーキング・グループ第4回議事録<<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/meeting.html#kaigi2>>（2021年11月10日）22頁における平岡敦弁護士の発言参照。

<sup>55</sup> 以上につき、全司法労働組合「NAVIUS（裁判事務支援システム）開発断念も含め検討すべき」<[http://www.zenshiho.net/shinbun/back\\_2111.html](http://www.zenshiho.net/shinbun/back_2111.html)>（2021年11月5日）同組合ウェブサイト参照。

<sup>56</sup> 最高裁判所情報政策課情報システム第二係「裁判事務支援システム（NAVIUS）の利用再開について」<<https://yamanaka-bengoshi.jp/wp-content/uploads/2022/01/裁判事務支援システム（NAVIUS）の利用再開について（2021年12月3日付）.pdf>>（2021年12月3日）弁護士山中理司のウェブサイト。

<sup>57</sup> 論稿は枚挙にいとまがないが、ウェブ裁判に関してアーキテクチャ概念を援用する論稿として、水谷瑛嗣郎「オンライン裁判から考える『裁判』像——憲法の視点から」法学セミナー65巻12号（2020年12月号）42-43頁参照。

※本研究は、一般財団法人司法協会の研究助成（2021年度、個人研究）を受けたものである。本稿の内容は、もっぱら筆者の私見に基づくものであって、いかなる組織・団体をも代表するものではない。